

平成 28 年度 指定管理者監査結果報告書

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
- 2 監査の対象
 - (1) 公の施設 羽村市弓道場
 - (2) 指定管理者 特定非営利活動法人羽村市体育協会
 - (3) 所管課 生涯学習部スポーツ推進課、財務部契約管財課
- 3 監査の範囲 平成 27 年度及び平成 28 年度（4 月～9 月）に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 平成 28 年 12 月 5 日から平成 29 年 2 月 28 日まで
（説明聴取日 平成 28 年 12 月 20 日）
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
 - (1) 指定管理者を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
 - (2) 指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
 - (3) 協定等の締結は適正に行われているか。
 - (4) 指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
 - (6) 業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
 - (7) 協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。**【指定管理者】**
 - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
 - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3) 会計処理は適正に行われているか。
 - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5) 利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (6) 収納事務は適正に行われているか。
 - (7) 利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質問調査及び現地調査を実施した。

第2 監査の結果【羽村市弓道場】

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市弓道場
- (2) 所 在 地 羽村市小作台四丁目2番地8
- (3) 開 設 平成17年4月1日
- (4) 規 模
 - ① 敷地面積 1,598.62 m²
 - ② 床面積 197.9 m²
 - ③ 建物構造 鉄骨造平屋建
 - ④ 建物概要 射場、的場(5人立)、倉庫、会議室、男女更衣室、トイレ、湯沸室
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市弓道場は、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

① 指定期間

- ア 第1期 平成17年4月1日～平成19年3月31日(2年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- イ 第2期 平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- ウ 第3期 平成23年4月1日～平成27年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会
- エ 第4期 平成27年4月1日～平成31年3月31日(4年)
指定管理者：特定非営利活動法人羽村市体育協会

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市弓道場(以下「弓道場」という。)は、その設置目的を効果的に達成するため、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、前段1の(5)に記すとおりであり、第3期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下の経緯のとおり、特定非営利活動法人羽村市体育協会を指定管理者に選定した。

① 選定等の経過

平成 26 年 9 月 1 日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載 応募要領等配布開始
平成 26 年 9 月 16 日 ～9 月 19 日	応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会の開催
平成 26 年 9 月 22 日	質問受付終了
平成 26 年 10 月 6 日	申請受付開始
平成 26 年 10 月 10 日	申請受付終了
平成 26 年 10 月 27 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
平成 26 年 11 月 4 日	羽村市行財政改革推進本部会議の開催
平成 26 年 12 月 5 日	平成 26 年第 4 回羽村市議会（定例会）において、 「羽村市弓道場の指定管理者の指定について」原案可決
平成 27 年 3 月 31 日	協定書締結
平成 27 年 4 月 1 日	指定管理者による第 4 期の管理運営開始

(2) 教育委員会と指定管理者との協定書の主な内容

市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、教育委員会は特定非営利活動法人羽村市体育協会と協定書を締結した。

協定書に定める教育委員会と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

① 指定管理者の指定の意義（協定書第 2 条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、広く市民の健全な利用に供し、市民のスポーツの普及振興を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することにある。

② 指定期間（協定書第 7 条）

指定期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

③ 指定管理者の業務の範囲（協定書第 8・9 条）

【本業務】

- ア 弓道場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 弓道場の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務
- ウ 弓道場の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- エ その他、弓道場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

【自主事業】

ア 弓道場条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、教育委員会との協議を経て事前に許可を受けたものの中から、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④ 教育委員会の業務の範囲（協定書第 10 条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

⑤ 指定管理委託料（協定書第 31 条）

教育委員会は、指定管理業務の対価としての指定管理委託料を支払わないものとする。

⑥ 利用料金の取扱い（協定書第 32 条）

利用料金は、指定管理者の収入とし、弓道場条例に規定する範囲内において定めるものとする。

⑦ 教育委員会の負担する経費

ア 毎年度 5 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の管理施設及び管理備品の修繕に要する経費

イ 火災保険料

⑧ 管理備品の無償貸与（協定書第 24 条）

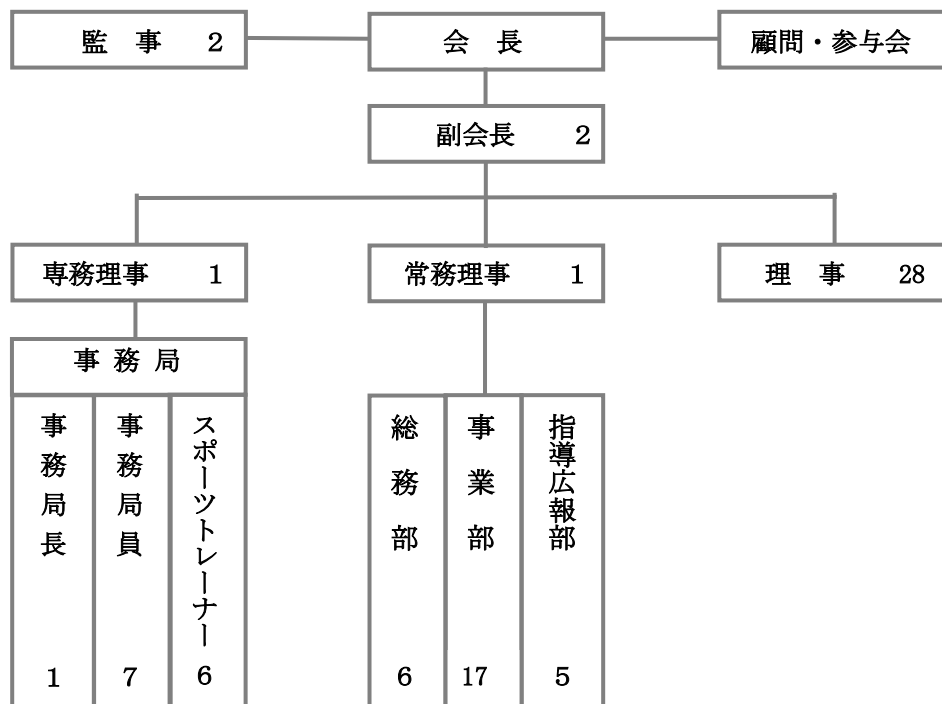
教育委員会は管理備品を指定管理者に無償で貸与するものとする。

3 事業概要

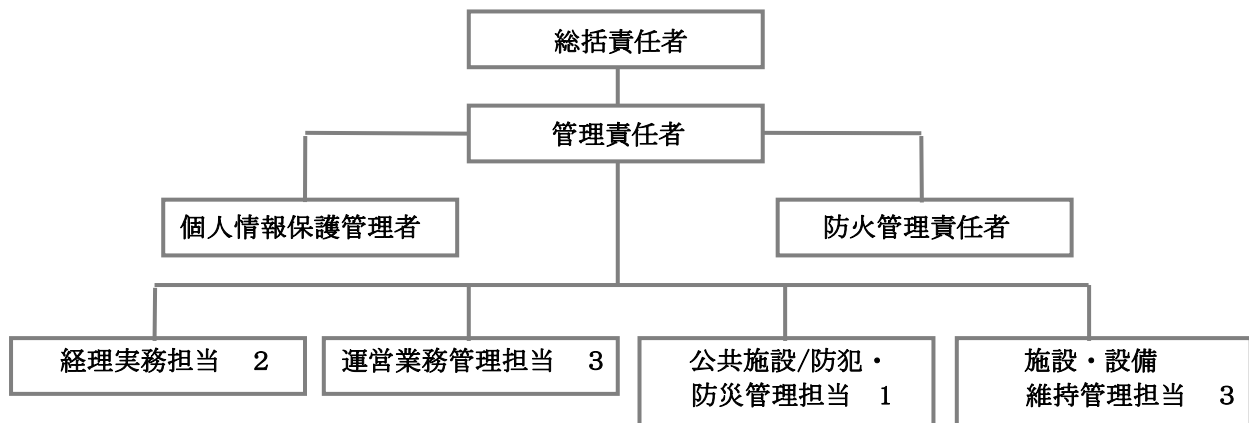
(1) 組織

弓道場の管理運営は前述のとおり「特定非営利活動法人羽村市体育協会」が行っており、組織体制は以下のとおりである。

【特定非営利活動法人羽村市体育協会】



【弓道場指定管理体制】



(2) 事業の内容

弓道場は、市民のスポーツの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に資することを目的として設置され、指定管理者として特定非営利活動法人羽村市体育協会（以下「体協」という。）がおおもとで受けているが、体協の中の1団体である弓道会が主となり、体協と弓道会が一体となって管理運営されている。

用途としては、一般市民の使用と弓道教室及び競技会等の開催のほか、教育委員会が必要と認める事業である。

指定管理者の主な業務については、弓道場の施設及び設備の維持管理に関すること、使用の承認・不承認及び使用承認の取消し等に関すること、利用料金の収納・減免及び返還に関すること、市民スポーツの普及振興及び体力づくりのため実施する事業に関することである。

事業の方針には、「武道として忍耐力や精神力を養い青少年の心身の健全発達に大きな効果が期待できる」として、市民一般に広く弓道を普及・推進することが掲げられている。具体的には、成人及び中高生を対象とした年2回の「初心者弓道教室」、市民開放日に年間を通じて「弓道体験教室」が開催されるとともに、土曜日の午前には小中学生を対象に青少年の健全育成を図るため「子ども弓道クラブ」、小学生を対象に東京都のジュニア育成地域推進事業の補助金を活用した「ジュニア育成の弓道教室」も開催され、この他にも休館日の月曜日を有効活用して弓道会の会員が小作台小学校の課外クラブを指導する事業も展開されている。

また、弓道場を有効に活用するため、羽村市総体弓道大会、納射会、新年初射会、月例射会等を開催するとともに、愛好会や学校の部活動等への働きかけを積極的に行う等、併せて利用率の向上にも取り組んでいる。

(3) 施設利用者数の状況

弓道場の施設利用者数の状況は、第1表のとおりである。

指定管理者第4期に移行した平成27年度施設利用状況(射場)は、7,615人で前年度(平成26年度)の7,768人と比べて153人(2.0%)減少し、会議室の利用も同様に569人で前年度の583人と比べて14人(2.4%)の減少となっている。施設利用の主な減少の理由については、前年度に青梅線沿線大会が開催され、150人の利用があったが、弓道場を毎年度利用する大会ではないため、その利用を差し引くとほぼ横ばいであることが分かる。

また、平成28年度上期(4~9月)の施設利用状況(射場)は、3,804人で前年度(平成27年度)上期の3,710人と比べて94人増加しており、貸切は定例外の利用(26人)があったため増加しており、それを除くとほぼ横ばいであるが、個人利用については増加していることが顕著である。

【第1表】施設利用者数の状況

(単位：人)

	平成26年度		平成27年度		前年度比較		平成27年度 上期(4~9月)		平成28年度 上期(4~9月)		前年度比較	
	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切	個人	貸切
施設	43	7,725	177	7,438	134	-287	62	3,648	119	3,685	57	37
合計	7,768		7,615		-153		3,710		3,804		94	
会議室	583		569		-14		244		245		1	

(4) 収支の状況

弓道場の平成27年度収支決算状況及び平成28年度上期(4~9月)収支状況は、第2表のとおりである。

平成27年度の収入決算額は887,677円で、このうち利用料金の収入は755,278円で収入総額の85.1%を占め、参加費や大会運営費等の自主事業による収入は132,399円で収入総額に占める割合の14.9%であり、市からの委託料の支払いは受けていない。

また、支出決算額は852,796円で、その内訳は人件費(指導員謝礼)219,600円、消耗品費(光熱水費等)530,743円、通信運搬費42,453円、事務費60,000円で、支出総額に占める割合はそれぞれ25.8%、62.2%、5.0%、7.0%である。

なお、収支決算額については、34,881円の黒字となっている。

平成28年度上期(4~9月)の収入総額は476,016円で、このうち利用料金の収入は418,500円で収入総額の87.9%を占め、参加費や大会運営費等の自主事業による収入は57,516円で収入総額に占める割合の12.1%であり、市からの委託料の支払いは受けていない。

また、支出総額は373,704円で、その内訳は人件費(指導員謝礼)108,000円、消耗品費(光熱水費等)202,588円、通信運搬費30,716円、事務費の32,400円で、支出総額に占める割合はそれぞれ28.9%、54.2%、8.2%、8.7%となっている。

【第2表】収支決算状況（平成27年度全期）及び収支状況（平成28年度上期）

（単位：金額・円、率・％）

項目	平成27年度		平成28年度		
	全期	構成率	上期(4～9月)	構成率	
収入の部	利用料金収入	755,278	85.1	418,500	87.9
	自主事業収入等	132,399	14.9	57,516	12.1
	市委託料	0	0.0	0	0.0
	合計(A)	887,677	100.0	476,016	100.0
支出の部	人件費(指導員謝礼)	219,600	25.8	108,000	28.9
	消耗品費(光熱水費等)	530,743	62.2	202,588	54.2
	通信運搬費	42,453	5.0	30,716	8.2
	事務費	60,000	7.0	32,400	8.7
	合計(B)	852,796	100.0	373,704	100.0
	収支差引(A) - (B)	34,881		102,312	

4 総括

弓道場の指定管理者である「特定非営利活動法人羽村市体育協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理・運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、関係法令に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管課においては、月間スケジュールにより事業報告を受ける体制を整え、年間を通して経営者会議によるチェックを行う等、履行確認及び指導監督は適切に行われていた。

弓道場に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスを広く市民に提供し、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することにある。その意味で、指定管理者に「特定非営利活動法人羽村市体育協会」を指定し、管理・運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的に合致し、現在のところ堅実に遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、以下のとおりである。

○指定管理者制度の導入効果について

弓道場に指定管理者制度を導入してから第4期目を迎えたが、継続的に安定した管理運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。また、指定管理者は協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、市民のスポーツの普及振興を図るため、特にジュニア育成に力を注がれており、休館日の月曜日には小作台小学校の課外クラブ、土曜日の午前中には小中学生を対象にした「子ども弓道クラブ」等、日本の伝統的な武道の一つである弓道の裾野を広げながら後世に引き継いでいくとともに、利用率の向上にも努め、効率的な運営が図られていると推察する。

以上のことから、指定管理者の管理運営に対する直向きな努力を大変評価するものである。

○経営面について

収支は黒字であり、特に支出の抑制に努められているが、講師謝礼が薄謝であるため、社会情勢を勘案しながら、担い手の普及を図る意味でも一考されたい。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けアーチェリー人口が増加することが予想され、その反面、弓道人口が減少することが懸念されるため、弓道場を独立した事業として維持できるよう、創意工夫のもと、一層の収入確保に努められたい。